

地すべり防止区域の除草作業及び点検を実施しました。

館下地区（栗原市築館）は、地すべり等防止法で指定された地すべり防止区域（農水省所管）で、指定区域内の地すべり防止施設は、宮城県（北部地方振興事務所栗原地域事務所）が管理しています。

地すべり防止施設の定期点検を6月の土砂災害防止月間に実施することとしていることから、平成28年6月21日に当事務所農業農村整備部職員による直営草刈作業を実施しました。

刈り払い機を用いて、背丈以上の雑草に悪戦苦闘しながら施設（集水井等）の管理用通路を確保し、作業後は点検調査票に基づき点検作業を行い、指定区域内に地すべりの兆候が見られないことを確認しました。



刈り払い機での作業は危険を伴うため、事前にビデオ視聴による講習会を行い、刈り払い機の安全な使い方を確認しています。



作業前は雑草が生い茂り、車で進入できなかった道路も、奥まで通行可能となりました。



雑草に覆われ、まるでジャングルのような集水井周辺。ここは機械作業ができず、鎌・鉞を用いて手作業で刈り払いを行いました。苦労した甲斐もあり、見違えるようにスッキリ！

今後も当事務所では、農業の生産基盤や地域住民の生命、財産等を守るため、管理施設の適正な維持管理に取り組み、地すべり被害の防止に努めていきます。